

技術者制度検討会（準備会） 議事概要

＜建設業における技術者のあり方について＞

- 建設市場の縮小を踏まえ、労働人口の確保ではなく、技術力を有する技術者を確保する視点に変えていく必要があるのではないか。海外展開も考えれば、日本の建設産業は、付加価値を高めることに注力すべき。
- 雇用関係を重視しつつも、市場が小さくなる中で、企業間の流動性によって専門性を高めることも検討してもよいのではないかな。
- 建築施工管理技士の資格はもっとアピールし取得者を増やす努力をすべき。
- 建築士は、設計の技術力を求める方向であり、施工管理をつかさどる技術者との整合性に留意すべきではないかな。

＜技術力の維持・向上方策について＞

- 単に講習に代わる方策を議論するだけでなく、技術者をどう育成するのか、OJT等も含め、技術者育成のための施策として何が必要かを議論すべき。
- CPDのように、日常の活動を評価することも考えられる。
- 民間の講習会等、技術を高めるような工夫が自発的に発生している分野については、政府は介入する必要は特にはないのではないかな。
- 技術者が自発的に教育できる仕組みが必要（特に建築系の施工の分野）。

監理技術者資格者証及び監理技術者講習等 に関するアンケート

調査主体：国土交通省総合政策局建設業課

監理技術者資格者証及び監理技術者講習等に関する アンケートへのご協力をお願い

<調査目的>

建設工事における適正な施工を確保し、良質な建設生産物を整備する上で、技術者の果たす役割は今後もますます大きいものと考えています。

国土交通省では、建設工事における優秀な技術者の確保・育成、それら技術者の適正な評価等の推進、将来における建設工事の品質確保、不良不適格業者の排除等の課題を整理し、技術と経営に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について、有識者からなる技術者制度検討会を設置し、実務的な検討を行うこととしています。本調査は、そのための基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、技術者制度検討会については、国土交通省HPをご参照ください。(11月後半UP予定。)

<調査概要>

1. ご回答締め切り

- ・以下のURLから調査票データをダウンロードしていただき、質問事項についてご回答をご記入ください。

URL: <http://www.ctie.co.jp/g-chousa/gyo.html>

- ・ご記入頂いた調査票データのご返送は、平成22年12月3日（金）までに、以下のアドレスまで電子メールにて提出いただくようお願い申し上げます。

E-MAIL: g-chousa@ctie.co.jp

2. 調査票ご記入にあたって

- ・本調査表の設問には、建設工事業を統括されている方がお答え下さい。
- ・質問には、現在時点の状況やご意見についてお答え下さい。

3. 留意事項

- ・アンケート結果は公表することがありますが、この場合、公表する情報にはご回答者が特定される情報は一切含まれません。

- ・調査票に記入された事項は、厳重な管理の下、本調査のためだけに使用します。

4. 調査に関する問い合わせ先

- ・本アンケート調査のとりまとめについて委託を予定している下記の調査機関までお問い合わせください。

株式会社建設技術研究所 担当：馬場、平本

TEL： **03-3668-4625、03-3668-4142**

FAX： **03-3668-4612**

E-MAIL： **g-chousa@ctie.co.jp**

■ ■ ■ 質 問 事 項 ■ ■ ■

第1 はじめに（建設業法における技術者制度について）

- ・建設業法においては、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するために、監理技術者、主任技術者の設置をはじめとする技術者に関する制度（以下、「技術者制度」という。）を設けています。
- ・この制度により、
 - ① 建設工事の施工現場において、技術者が適正に設置されていないこと等による粗漏や手抜き工事等の不良施工、事故や公衆災害、廃棄物の不適正処理などを防止し、
 - ② 適正な技術者がいない等の不良不適格業者の受注、一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるように条件整備を行うことが図られてきました。

第2 監理技術者資格者証の交付についてご回答下さい。

制度概要

- ・監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）は、技術者の氏名、顔写真、所属企業、保有する国家資格、建設業の種類等を記載したもので、工事現場で提示をすることにより技術者の本人性を確認するとともに、入札契約時に配置予定技術者の要件の確認など、技術者の適正配置や資格を有していない者の配置等の不正行為抑止など、一定の役割を果たしています。
- ・このような制度の趣旨をご理解いただいた上で、以下についてご回答をお願いします。

（1）監理技術者資格者証の利用実態

公共工事及び民間工事において、資格者証の提示を求められた等について、以下の①～③について、把握している範囲で記入してください。

①入札・契約段階で資格者証を確認されたことがあるか。

〔公共工事の場合：〕

〔民間工事の場合：〕

②現場で資格者証を確認されたことがあるか。

〔公共工事の場合：〕

〔民間工事の場合：〕

③現場で資格者証の提示を求められることがあった場合、誰から求められたか。

〔公共工事の場合：〕

〔民間工事の場合：〕

(2) 技術者の資格等を表示・確認するしくみの必要性

監理技術者資格者（配置技術者）に関し、氏名、顔写真、国家資格、所属企業等の一定の情報を確実かつ効率的に表示・確認するしくみの必要性についてお答えください。（5段階評価）

- ☐ 必要
- ☐ どちらかという必要
- ☐ どちらともいえない
- ☐ どちらかという不要
- ☐ 不要

※ 「必要」、「どちらかという必要」を選択した場合、期待される効果（必要とする理由）をご記入ください。

＜期待される効果（必要とする理由）＞（複数選択可。自由記述）

☐現場での本人確認に簡単に対応できる。

☐入札・契約の際等に提出書類の簡素化が図られる。

☐技術者の資質・技術力向上の目標になる。

☐会社の技術力を客観的に評価することが可能となる。

☐適正な技術者を有しない会社の受注、名義貸しなど、不正行為を防止できる。

☐その他（ ）

(3) 現行の監理技術者資格者証の有効性

現行の監理技術者資格者証の有効性について、5段階評価で最もあてはまるものを選択してください。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

(4) 監理技術者資格者証に代わる方策

- 1) 次に、資格者証の交付に代わって、技術者の適正な配置を確保するための方策を検討しています。

事務局において、いくつかの方策を考えましたが、それぞれの方法の「有効性」について5段階評価で最もあてはまるものを選択してください。

また、それぞれの方法に対しご意見、改善すべき課題等があれば記入して下さい。

- ① 各技術者が情報を登録することにより構築される技術者情報データベースを整備して、発注者等がこれにアクセスすることにより、資格や所属建設会社との雇用関係等の確認を行う。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

<ご意見、改善すべき課題等> (自由記述)

② 発注者等が施工管理技士等の既存の各種データベースにそれぞれアクセスすることにより、資格等の確認を行う。この際、所属建設会社との雇用関係等の情報はその都度、それらを証明する書類の提出を求め確認する必要がある。また、実務経験者についてはこれを証明する書類を別途確認するなど、別のしくみを用意する必要がある。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

＜ご意見、改善すべき課題等＞（自由記述）

③ 工事現場や入札契約時点において、その都度各種証明書（住民票、技術検定等合格証明書、健康保険証等雇用関係を証明する書類）等の提示を求め、発注者等がこれを確認する。（新たなしくみを設けない。データベースで確認しない。）

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効ではない。
- ☐ 有効でない。

＜ご意見、改善すべき課題等＞（自由記述）

④ ①～③で挙げた例示以外の方法で、有効な方法や検討すべき方法についてご提案がありましたら、以下に自由記述でご記入ください。

[illegible]

(5) 技術者の資格等を表示・確認する際の情報の内容

現行の資格者証の表示内容の妥当性について、最もあてはまるものを選択してください。また、表示内容について拡充すべき、あるいは削減すべき内容がありましたら、その理由をご記入ください。

- ☐ 内容を拡充すべき。
☐ 内容は妥当である。
☐ 内容を削減すべき。

＜拡充すべき技術者の情報とその理由＞（複数回答可。自由記述）

☐住民基本台帳番号 ☐所属企業勤続年数 ☐施工実績☐表彰実績 ☐CPD

□その他（ ）

＜削減すべき技術者の情報とその理由＞（複数回答可。自由記述）

□氏名 □生年月日 □住所 □本籍 □顔写真

☐雇用關係 ☐資格要件（資格・實務經驗）

□その他（ ）

(6) 技術者の資格等を表示・確認する際の技術者の範囲

現在、資格者証による資格者情報の表示・確認については、監理技術者を対象としていますが、対象とする技術者の範囲について、最もあてはまるものを選択してください。また、対象を拡大すべきというご意見の場合は、技術者の範囲とその理由をご記入ください。

- ☐ 妥当である。
- ☐ 拡大すべきである。

＜拡大すべき技術者の範囲とその理由＞（自由記述）

例）記入例：元請主任技術者、下請主任技術者など、

(7) 技術者の適正配置に関する意見等

建設工事の品質の確保、施工中の安全の確保などに資する「技術者の適正配置」を推進するため、業者団体・企業として、最も重視している視点についてご記入ください。

第3 監理技術者講習についてご回答下さい。

制度概要

- ・ 監理技術者講習は、監理技術者として従事するために必要な最新の関係法制度（建設業法、建設リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等）、施工管理、資機材や施工方法等を習得、再確認するための講習です。
- ・ 重要な工事の元請建設業者の現場の技術上の責任者である監理技術者になる者を対象に、5年毎の受講を義務付けているもので、施工の基本である品質の確保とともに、安全確保や公衆災害防止、廃棄物の適正処理等のための、技術者の資質や技術力の維持向上を図っています。

(1) 監理技術者に求められる能力

監理技術者に対して現場で求められている能力についてできるだけ具体的にご記入ください。

(2) 監理技術者が取得すべき知見

監理技術者として最低限必要な法制度や技術情報等を、定期的に効率的に学習する機会は必要とお考えでしょうか。(5段階評価)

- ☐ 必要
- ☐ どちらかという必要
- ☐ どちらともいえない
- ☐ どちらかという不要
- ☐ 不要

※ 「必要」、「どちらかという必要」を選択した場合、技術者が最低限習得すべきと考える項目がありましたら、以下の項目から選択してください。その他を選択した場合は、具体的にご記入ください。

☐ 建設工事に関する基本的な法制度（建設業法、労働安全衛生法、建設リサイクル法、品確法、省エネルギー法等）

☐ 施工計画 ☐ 工程管理 ☐ 原価管理 ☐ 品質管理

☐ 安全管理 ☐ 環境管理 ☐ 最新の資機材

☐ 最新の技術・施工方法

☐ その他（ ）

(3) 現行の監理技術者講習の有効性

1) 現行の監理技術者講習の有効性等について、最もあてはまるものを選択してください。

○監理技術者講習全体について

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

○ 講習の受講周期（5年）について

- ☐
- 長い
- ☐
- 妥当
- ☐
- 短い

○ 講習時間（6時間）について

- ☐
- 長い
- ☐
- 妥当
- ☐
- 短い

○ 講習内容について

- ☐
- 拡大すべき
- ☐
- 妥当
- ☐
- 削減すべき

・建設工事に関する法律制度 ☐充実すべき ☐妥当 ☐削減すべき

- ☐
- 充実すべき
- ☐
- 妥当
- ☐
- 削減すべき

・建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 ☒ 充実すべき ☐ 妥当 ☐ 削減すべき

- ☐
- 充実すべき
- ☐
- 妥当
- ☐
- 削減すべき

・建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

- ☐
- 充実すべき
- ☐
- 妥当
- ☐
- 削減すべき

(4) 監理技術者講習に代わる方策

次に、現行の監理技術者講習に代わって、技術者の資質や技術力の維持向上に資する方策を検討しています。

事務局においていくつかの方策を考えましたが、次の案について５段階評価で最もあてはまるものを選択してください。また、それぞれについて率直なご意見、考慮すべき課題等を記入してください。

① 施工技術に関する知識や技術力の維持向上は、技術者自身の自主的な取組に任せるべきである。

- ☐ 妥当である。
- ☐ どちらかといえば妥当である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば妥当でない。
- ☐ 妥当でない。

<ご意見・考慮すべき課題等>

② 施工技術に関する知識や技術力の維持向上は、講習等を義務付ける必要はないが、技術者自身の知見や技術力向上の取組を公的に評価するしくみを整備するべきである。

- ☐ 妥当である。
- ☐ どちらかといえば妥当である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば妥当でない。
- ☐ 妥当でない。

<ご意見・考慮すべき課題等>

(5) 技術の継承・向上に関する意見等

技術者の技術力・資質を確保するため、講習の他に考えられる有効な方策あるいは今後取り組みたい方策がありましたらご提案ください。その方策を実施する場合の課題があればご記入ください。

＜有効な方策・課題＞（自由記述）

＜今後取り組みたい方策＞（自由記述）

第4 その他、技術者制度についての意見等

建設投資の減少傾向にある中で、優秀な技術者の確保・育成、その評価等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、不良不適格業者の排除により技術と経営に優れた企業の発展を図っていく必要があると考えられます。このような中で、今後の技術者制度のあり方についてご意見があればお聞かせ下さい。

お手数ですが、ご記入いただきました団体名、住所、ご記入された方のご氏名、部署、ご連絡先をご記入下さい

団体名			
住所	〒		
ご氏名		E-mail	
部署・役職		電話番号	

※ 個人が特定される情報は公表いたしません。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

**記入しました調査票の電子ファイルを
平成22年12月3日(金)までに以下のアドレスまでご提出ください。**
提出先： g-chousa@ctie.co.jp

監理技術者資格者証及び監理技術者講習等 に関するアンケート

調査主体：国土交通省総合政策局建設業課

監理技術者資格者証及び監理技術者講習等に関する アンケートへのご協力をお願い

<調査目的>

建設工事における適正な施工を確保し、良質な建設生産物を整備する上で、技術者の果たす役割は今後もますます大きいものと考えています。

国土交通省では、建設工事における優秀な技術者の確保・育成、それら技術者の適正な評価等の推進、将来における建設工事の品質確保、不良不適格業者の排除等の課題を整理し、技術と経営に優れた企業の発展に資する技術者制度のあり方について、有識者からなる技術者制度検討会を設置し、実務的な検討を行うこととしています。本調査は、そのための基礎資料とさせていただきたいと考えております。

なお、技術者制度検討会については、国土交通省HPをご参照ください。(11月後半UP予定。)

<調査概要>

1. ご回答締め切り

- ・以下のURLから調査票データをダウンロードしていただき、質問事項についてご回答をご記入ください。

URL: <http://www.ctie.co.jp/g-chousa/hatsu.html>

- ・ご記入頂いた調査票データのご返送は、平成22年12月3日(金)までに、以下のアドレスまで電子メールにて提出いただくようお願い申し上げます。

E-MAIL: g-chousa@ctie.co.jp

2. 調査票ご記入にあたって

- ・質問には、現在時点の状況やご意見についてお答え下さい。

3. 留意事項

- ・アンケート結果は公表することがありますが、この場合、公表する情報にはご回答者が特定される情報は一切含まれません。
- ・調査票に記入された事項は、厳重な管理の下、本調査のためだけに使用します。

4. 調査に関する問い合わせ先

- ・本アンケート調査のとりまとめについて委託を予定している下記の調査機関までお問い合わせください。

株式会社建設技術研究所 担当：馬場、平本

TEL： **03-3668-4625、03-3668-4142**

FAX： **03-3668-4612**

E-MAIL： **g-chousa@ctie.co.jp**

■ ■ ■ 質 問 事 項 ■ ■ ■

第1 はじめに（建設業法における技術者制度について）

- ・建設業法においては、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進するために、監理技術者、主任技術者の設置をはじめとする技術者に関する制度（以下、「技術者制度」という。）を設けています。
- ・この制度により、
 - ① 建設工事の施工現場において、技術者が適正に設置されていないこと等による粗漏や手抜き工事等の不良施工、事故や公衆災害、廃棄物の不適正処理などを防止し、
 - ② 適正な技術者がいない等の不良不適格業者の受注、一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行う
 ことが図られてきました。

第2 監理技術者資格者証の交付についてご回答下さい。

制度概要

- ・監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）は、技術者の氏名、顔写真、所属企業、保有する国家資格、建設業の種類等を記載したもので、工事現場で提示を受けることにより技術者の本人性を確認するとともに、入札契約時に配置予定技術者の要件の確認など、技術者の適正配置や資格を有していない者の配置等の不正行為抑止など、一定の役割を果たしています。
- ・このような制度の趣旨をご理解いただいた上で、以下についてご回答をお願いします。

（1）監理技術者資格者証の利用実態

監理技術者資格者証とは別に、資格者証利用の有無と、配置される監理技術者について入札参加時や契約時等に提出を求めている書類と、それを求める理由について記入してください。

〔資格者証利用の有無：	〕
〔求めている書類：	〕
〔その理由：	〕

(2) 技術者の資格等を表示・確認するしくみの必要性

監理技術者資格者（配置技術者）に関し、顔写真、国家資格、所属企業等の必要な情報を確実かつ効率的に表示・確認するしくみの必要性についてお答えください。（5段階評価）

- ☐ 必要
- ☐ どちらかというとな必要
- ☐ どちらともいえない
- ☐ どちらかというとな不要
- ☐ 不要

※ 「必要」、「どちらかという必要」を選択した場合、期待される効果（必要とする理由）をご記入ください。

＜期待される効果（必要とする理由）＞（複数選択可。自由記述）

- ☐現場での本人確認に簡単に対応できる。
- ☐入札・契約の際等に提出書類の簡素化が図られる。
- ☐技術者の資質・技術力向上の目標になる。
- ☐会社の技術力を客観的に評価することが可能となる。
- ☐適正な技術者を有しない会社の受注、名義貸しなど、不正行為を防止できる。
- ☐その他（ ）

(3) 現行の監理技術者資格者証の有効性

現行の監理技術者資格者証の有効性について、5段階評価で最もあてはまるものを選択してください。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

(4) 監理技術者資格者証に代わる方策

- 1) 次に、資格者証の交付に代わって、技術者の適正な配置を確保するための方策を検討しています。

事務局において、いくつかの方策を考えましたが、それぞれの方法の「有効性」について５段階評価で最もあてはまるものを選択してください。

また、それぞれの方法に対しご意見、改善すべき課題等があれば記入して下さい。

- ① 各技術者が情報を登録することにより構築される技術者情報データベースを整備して、発注者等がこれにアクセスすることにより、資格や所属建設会社との雇用関係等の確認を行う。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

<ご意見、改善すべき課題等>（自由記述）

- ② 発注者等が施工管理技士等の既存の各種データベースにそれぞれアクセスすることにより、資格等の確認を行う。この際、所属建設会社との雇用関係等の情報はその都度、それらを証明する書類の提出を求め確認する必要がある。また、実務経験者についてはこれを証明する書類を別途確認するなど、別のしくみを用意する必要がある。

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

<ご意見、改善すべき課題等>（自由記述）

- ③ 工事現場や入札契約時点において、その都度各種証明書（住民票、技術検定等合格証明書、健康保険証等雇用関係を証明する書類）等の提示を求め、発注者等がこれを確認する。（新たなしくみを設けない。データベースで確認しない。）

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効ではない。
- ☐ 有効でない。

＜ご意見、改善すべき課題等＞（自由記述）

- ④ ①～③で挙げた例示以外の方法で、有効な方法や検討すべき方法についてご提案がありましたら、以下に自由記述でご記入ください。

(5) 技術者の資格等を表示・確認する際の情報の内容

現行の資格者証の表示内容の妥当性について、最もあてはまるものを選択してください。また、表示内容について拡充すべき、あるいは削減すべき内容がありましたら、その理由をご記入ください。

- ☐ 内容を拡大すべき。
- ☐ 内容は妥当である。
- ☐ 内容を削減すべき。

＜拡充すべき技術者の情報とその理由＞（複数回答可。自由記述）

- ☐住民基本台帳番号 ☐所属企業勤続年数 ☐施工実績
☐表彰実績 ☐C P D
☐その他（

＜削減すべき技術者の情報とその理由＞（複数回答可。自由記述）

- ☐氏名 ☐生年月日 ☐住所 ☐本籍 ☐顔写真
☐雇用関係 ☐資格要件（資格・実務経験）
☐その他（

(6) 技術者の資格等を表示・確認する際の技術者の範囲

現在、資格者証による資格者情報の表示・確認については、監理技術者を対象としています。対象とする技術者の範囲について、最もあてはまるものを選択してください。また、対象を拡大すべきというご意見の場合は、技術者の範囲とその理由をご記入ください。

- ☐ 妥当である。
- ☐ 拡大すべきである。

＜拡大すべき技術者の範囲とその理由＞（自由記述）

例) 記入例：元請主任技術者、下請主任技術者など、

(7) 技術者の適正配置に関する意見等

建設工事の品質の確保、施工中の安全の確保などに資する「技術者の適正配置」を推進するため、業者団体・企業として、最も重視している視点についてご記入ください。

第3 監理技術者講習についてご回答下さい。

制度概要

- ・ 監理技術者講習は、監理技術者として従事するために必要な最新の関係法制度（建設業法、建設リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等）、施工管理、資機材や施工方法等を習得、再確認するための講習です。
- ・ 重要な工事の元請建設業者の現場の技術上の責任者である監理技術者になる者を対象に、5年毎の受講を義務付けているもので、施工の基本である品質の確保とともに、安全確保や公衆災害防止、廃棄物の適正処理等のための、技術者の資質や技術力の維持向上を図っています。

（1）監理技術者に求めている能力

監理技術者に対して現場で求められている能力についてできるだけ具体的にご記入ください。

（2）監理技術者が取得すべき知見

監理技術者として最低限必要な法制度や技術情報等を、定期的に効率的に学習する機会が必要とお考えでしょうか。（5段階評価）

- ☐ 必要
- ☐ どちらかという必要
- ☐ どちらともいえない
- ☐ どちらかという不要
- ☐ 不要

※ 「必要」、「どちらかという必要」を選択した場合、技術者が最低限習得すべきと考える項目がありましたら、以下の項目から選択してください。その他を選択した場合は、具体的にご記入ください。

☐ 基本的な法制度（建設業法、労働安全衛生法、建設リサイクル法、品
確法、省エネルギー法等）

☐ 施工計画 ☐ 工程管理 ☐ 原価管理 ☐ 品質管理

☐ 安全管理 ☐ 環境管理 ☐ 最新の資機材

☐ 最新の技術・施工方法

☐ その他（ ）

(3) 現行の監理技術者講習の有効性

1) 現行の監理技術者講習の有効性等について、最もあてはまるものを選択してください。

○監理技術者講習全体について

- ☐ 有効である。
- ☐ どちらかといえば有効である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば有効でない。
- ☐ 有効でない。

○ 講習の受講周期（5年）について

- ☐
- 長い
- ☐
- 妥当
- ☐
- 短い

○ 講習時間（6時間）について

- ☐
- 長い
- ☐
- 妥当
- ☐
- 短い

○ 講習内容について

- ☐
- 拡大すべき
- ☐
- 妥当
- ☐
- 削減すべき

- ・ 建設工事に関する法律制度 ☐ 充実すべき ☐ 妥当 ☐ 削減すべき
- ・ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理 ☐ 充実すべき ☐ 妥当 ☐ 削減すべき
- ・ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法 ☐ 充実すべき ☐ 妥当 ☐ 削減すべき

(4) 監理技術者講習に代わる方策

次に、現行の監理技術者講習に代わって、技術者の資質や技術力の維持向上に資する方策を検討しています。

事務局においていくつかの方策を考えましたが、次の案について５段階評価で最もあてはまるものを選択してください。また、それぞれについて率直なご意見、考慮すべき課題等を記入してください。

① 施工技術に関する知識や技術力の維持向上は、技術者自身の自主的な取組に任せるべきである。(5段階評価)

- ☐ 妥当である。
- ☐ どちらかといえば妥当である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば妥当でない。
- ☐ 妥当でない。

<ご意見・考慮すべき課題等>

② 施工技術に関する知識や技術力の維持向上は、講習等を義務付ける必要はないが、技術者自身の知見や技術力向上の取組を公的に評価するしくみを整備するべきである。

- ☐ 妥当である。
- ☐ どちらかといえば妥当である。
- ☐ どちらともいえない。
- ☐ どちらかといえば妥当でない。
- ☐ 妥当でない。

<ご意見・考慮すべき課題等>

(5) 技術の継承・向上に関する意見等

技術者の技術力・資質を確保するため、講習の他に考えられる有効な方策あるいは今後取り組みたい方策がありましたらご提案ください。その方策を実施する場合の課題があればご記入ください。

＜有効な方策・課題＞（自由記述）

第4 その他、技術者制度についての意見等

建設投資が減少傾向にある中で、優秀な技術者の確保・育成、その評価等を効果的に推進し、将来における建設工事の品質を確保するとともに、不良不適格業者の排除により技術と経営に優れた企業の発展を図っていく必要があると考えられます。このような中で、今後の技術者制度のあり方についてご意見があればお聞かせ下さい。

--

お手数ですが、ご記入いただきました機関名、住所、ご記入された方のご氏名、部署、ご連絡先をご記入下さい

機関名			
住所	〒		
ご氏名		E-mail	
部署・役職		電話番号	

※ 個人が特定される情報は公表いたしません。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

記入しました調査票の電子ファイルを
平成 22 年 12 月 3 日(金)まで以下のアドレスまでご提出ください。
 提出先： g-chousa@ctie.co.jp

継続教育(CPD)の現状整理

参考資料4

団体名称	対象者	目的	概要	対象となる学習プログラムの形態	推奨単位	出典
(社)全国土木施工管理技士会連合会	技士会会員 (個人・会社) 及び CPDS加入者	技術者が自己研鑽の活動を通じて、国民の福祉に役立つ良質な目的物を創造するために必要となる技術力と資力の向上を図ること。	制度名：継続学習制度 (CPDS) 運用：新規加入、学習申請、履歴証明書の発行申請等はWeb上で、送金票・履歴証明書等の書類は郵送もしくは電子メール送付等で運用。 会員登録：CPDS加入者には技術者証が発行される。(氏名・登録番号・生年月日・発行年月日・写真)	①講習会・研修・技術指導・技術委員会・現場見学会・社内研修・監理技術者講習・連合会指定テキスト等 ②技術論文・図書執筆・社内論文(1件2~30ユニット)・特許出願・実用新案出願(1件20~30ユニット)等 ③表彰の受賞(連合会長、国土交通大臣、地方整備局長等、都道府県知事)(1件10ユニット) ④Web CPDS、インターネット学習、通信教育、DVD学習、映画等(1単元・1時間 1ユニット)	必要な単位： 1年間：20ユニット 2年間：40ユニット 3年間：100ユニット 望ましい単位： 1年間：30ユニット 2年間：60ユニット 3年間：150ユニット	・継続学習制度 (CPDS) のガイドライン 2010年版 改定版 ・(社)全国土木施工管理技士会連合会 ホームページ http://www.ejcm.or.jp
(社)土木学会	土木技術者 および 土木に関連する 分野の技術者	学会の活動として、土木技術者が倫理観と専門的能力をもって社会に貢献していくけるよう、専門とする分野の最新の技術や問題の解決方法等を修得し、動向土木技術者としての能力の維持・向上を支援すること。	制度名：継続教育 (CPD) 制度 運用：土木学会会員は会員番号・パスワード・CPD登録メンバーはWEB登録・郵送によるID・パスワードを取得。学習の自己登録、登録内容確認、証明申請等はWeb上で送金票・履歴証明書等は郵送で運用。 会員登録：学会会員は会員登録(会員番号、氏名、発行年月) CPD登録メンバーはCPD登録メンバー一証が発行される。	①講習会、研修会、講演会、シンポジウム等への参加(土木学会が主催又は共催、協賛、後援するもののほか、学会が認定したもの)(1時間：1単位) ②論文等の発表(1時間10~40単位) ③企業内研修(1時間0.5単位)及びUJT (1回10単位) ④技術指導(1回 5~10単位) ⑤業務経験(1回10~40単位) ⑥その他(委員会、研究会等への出席)(1時間1~2単位)	目標CPD単位： 1年間：50単位 (推奨値)	・土木学会CPD (継続教育) ガイドブック (2010年6月版) ・土木学会ホームページ http://www.isce.or.jp/opeet/cpd.shtml
(社)技術士会	技術士	技術士法第47条の2に「技術士の資質向上の責務」が位置づけられており、技術者倫理の徹底、科学技術の進歩への関与、社会環境変化への対応、技術者としての判断力の向上等を図ること。	制度名：技術士CPD〔自己研鑽〕制度 運用：技術士を対象とし、技術士会員は会員番号・パスワード、非会員は非会員ID・パスワードをWeb上で申請し、郵送受領。学習の自己登録は「Web登録」(逐次登録)と「文書登録」(年1回登録)で申請する。登録証明書の発行は郵送となっている。 会員登録：日本技術士会CPD認定会員(一定以上の継続研鑽を重ねていることが認定され、有効期間を3年間)にはCPD認定会員証(氏名、生年月日、入会日、技術部門、発効日、有効期限)が発行される。	①講習会、研修会、講演会、シンポジウムへの参加(受講)(1時間10CPD) ②論文等の発表(1時間1~3CPD) ③企業内研修(受講)(1時間10CPD) ④研修等の講師・技術指導(1時間2~3CPD) ⑤産業界における業務経験(1件2~40CPD) ⑥その他(公的な技術資格取得、公的な機関における委員就任等)	目標CPD時間： 年平均：50CPD 3年間：150CPD	・技術士CPD バンフレット (平成21年2月作成) ・技術士会ホームページ http://www.engineer.or.jp/sub05/
(社)日本建築士会連合会	すべての建築士 施工管理技士等すべての 建築関連技術者	すべての建築技術者の知識、技術に関する研鑽と倫理観の醸成を図ること。	制度名：建築士会CPD制度 運用：①初期登録、②CPDカード発行、③CPD実績証明書を発行等は建築士会へ取用を添えて申請する。建築士会CPDシステムでは取得単位数の確認等が可能。 会員登録：建築士会CPDカード(氏名、CPD番号、建築士番号等)は建築士会へ申込み、発行される。	(参加型研修) ① 特別認定研修(1時間1単位) ② 法定講習(1時間1単位) ③ 講習会等(1時間1単位) ④ 見学会等(1時間1単位) ⑤ 認定教材 (情報提供型研修) ① 講師等(1時間1単位) ② 社会貢献活動(1時間1単位)	推奨時間： 1年間：12時間以上	・建築士会CPD制度 CPD制度参加者用ガイドライン (2010年3月) ・日本建築士会連合会 ホームページ http://www.kenchikushiki.or.jp/cpd-new/access.html

* その他、以下の機関において実施

(社)空気調和・衛生工学会、(社)建設コンサルタンツ協会、(社)地盤工学会、(社)全国測量設計業協会連合会、(社)全国上下水道コンサルタンツ協会、(社)日本環境アソシエイト協会、(社)日本造園学会
(社)日本都市計画学会、(社)農業農村工学会、(社)日本建築家協会、(社)日本建築構造技術者協会、(社)建築設備技術者協会、(社)電気設備学会、(社)日本設備設計事務所協会

継続教育(CPD)の活用状況

公共工事の入札等においては、総合評価落札方式の導入に伴い、国土交通省及び地方公共団体等においては継続教育(CPD)の取組状況を評価項目の1つとしている。

具体的に国土交通省関東地方整備局の場合、当該工事の履行に係る国家資格の継続学習教育に限って、各団体が発行する技術者証の写し及び、学習履歴を照明する証明書の写しの提出を求め、各団体推奨単位以上を取得していること及び有効期間内であることを証明することで評価を行っている。

(参考：関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン(平成22年度版))

なお、(社)日本建築士会連合会の調べでは、国土交通省の他28県14市1町(平成22年6月末現在)において建築士会CPD制度(建設系CPD協議会加盟団体)等を工事等の入札において活用している。

(参考：<http://www.kenchikushikai.or.jp/cpd/katsuyo.html>)

国土交通省東北地方整備局におけるCPDの評価例

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体推奨単位(又は、当該団体推奨単位の3分の2)以上を取得している事を証明できる資料を添付すること。

また、CPD単位取得の「証明書」は、技術資料提出期限から過去1年以内の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間または数年間の推奨単位を記載している場合はそのいずれかが満足していれば評価する。

評価基準	配点
継続教育 (該当団体推奨単位以上取得) の証明あり	2.0
継続教育 (該当団体推奨単位の 3 分の 2 以上取得) の証明あり	1.0
継続教育の証明無し	0.0

(出典：東北地方整備局 工事の総合評価落札方式における運用ガイドライン(案)平成22年度版)

CPD証明学協会等の推奨単位と評価の関係

CPD証明学協会等	推奨単位	評価単位	3分の2評価単位
(社) 全国土木施工管理技士会連合会	30ユニット/年 60ユニット/2年 150ユニット/5年	30ユニット/年 60ユニット/2年 150ユニット/5年	20ユニット/年 40ユニット/2年 100ユニット/5年
(社) 日本技術士会	50CPD時間/年 150CPD時間/3年	50CPD時間/年 150CPD時間/3年	33CPD時間/年 100CPD時間/3年
(社) 土木学会技術推進機構	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(社) 日本造園学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社) 日本建築士会連合会	50単位/年 250単位/5年	50単位/年 250単位/5年	33単位/年 167単位/5年
(社) 地盤工学会	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社) 空気調和・衛生工学会	50ポイント/年	50ポイント/年	33ポイント/年
農業土木技術者継続教育機構	50単位/年	50単位/年	33単位/年
(社) 電気学会	150時間単位/3年	150時間単位/3年	100時間単位/3年
(社) 電子情報通信学会	150ポイント/3年	150ポイント/3年	100ポイント/3年
(社) 日本機械学会	20ポイント/年	20ポイント/年	13ポイント/年

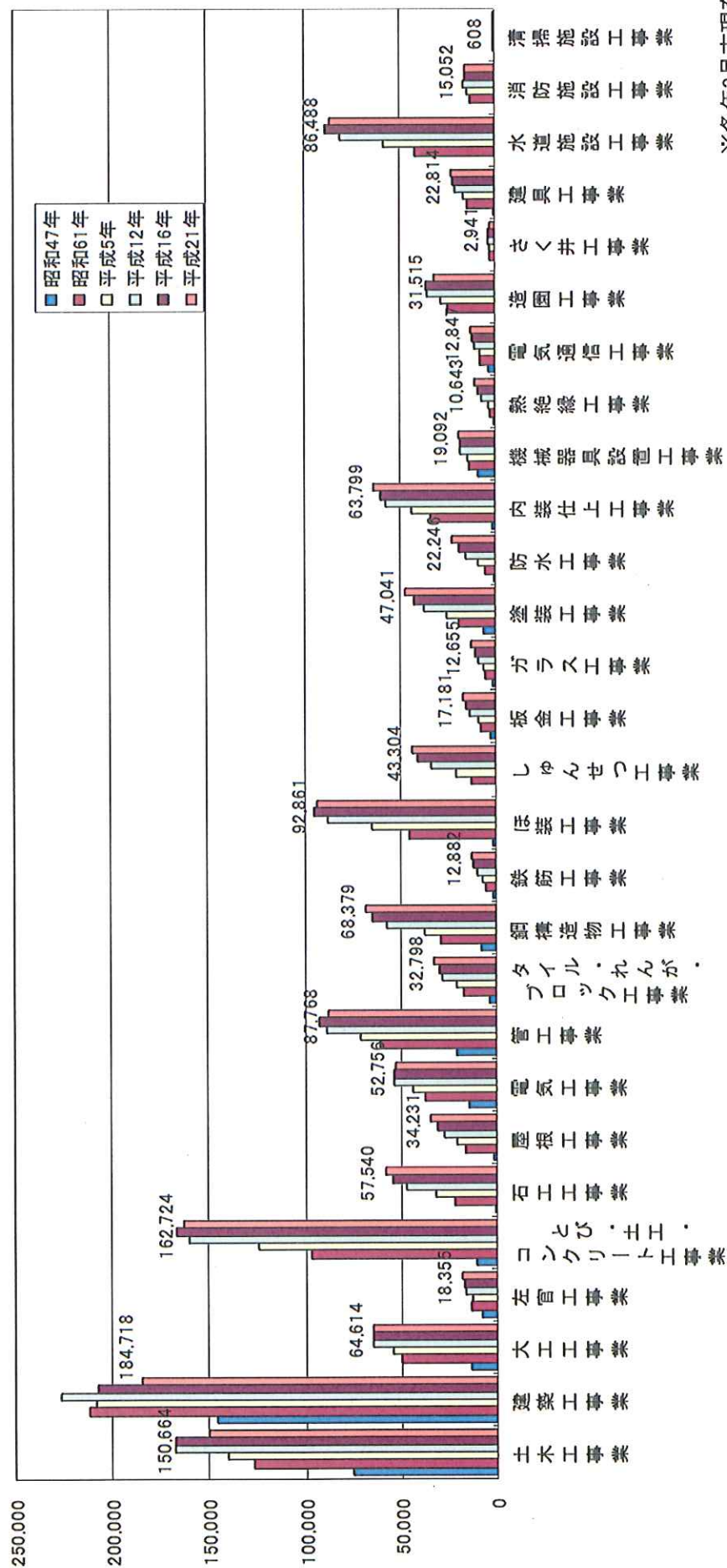
建設工事の種類別にみたその内容と例示

	建設工事の種類 (法律別表)	業種 (法律別表)	建設工事の内容 〔昭和47年3月8日〕 〔建設省告示第350号〕 最終改正 平成15年7月25日 国土交通省告示第1126号	建設工事の例示 〔平成13年4月3日〕 〔国総建第97号〕 最終改正 平成20年12月24日 国総建第258号
1	土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	
2	建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3	大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事・型枠工事・造作工事
4	左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆、くい、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、またははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	とび・土工事業	①足場の組立、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ②くい打ち、くい抜きおよび場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ③土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事ボーリングクラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
6	石工事	石工事業	石材(石材に類似するコンクリートブロックおよび凝石を含む。)の加工または積方により工作物を築造し、または工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
7	屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事

8	電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更正工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
11	鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水路等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事
13	ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事
17	塗装工事	塗装工事業	塗料、塗装等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、容射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面表示工事
18	防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事

20	機械器具設置 工事	機械器具 設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水器機設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事		工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
22	電気通信工事	電気通信 工事業	有線電気通信設備、無線電機通信設備、放送機械設備、データ通信設備等電気通信設備を設置する工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
23	造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
24	さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	水道施設 工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、排水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	消防施設 工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	清掃施設 工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

許可業者数の経年変化～



※各年3月末現在

監理技術者、主任技術者となり得る資格等

資格区分	建設業の種類			土木	建築	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイ ル・レン ガ・コン クリート	鉄筋 造物	舗装	しゅん せつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕 上	機械器具設置	断熱 工	電気通 信	造園	さく井	建築	水道施設	消防施設	潤滑施設		
建設業法 「技術検定」	1級建設機械施工士																															
	2級建設機械施工士（第一種～第六種）																															
	1級土木施工管理士																															
	2級土木施工管理士	種別	土木																													
			鋼構造物塗装																													
			高圧注入																													
	1級建築施工管理士																															
	2級建築施工管理士	種別	建築																													
			築体付																													
			上建範仕																													
	1級電気工事施工管理士																															
	2級電気工事施工管理士																															
	1級管工事施工管理士																															
2級管工事施工管理士																																
1級造園施工管理士																																
2級造園施工管理士																																
建築士法 「建築士試験」	1級建築士																															
	2級建築士																															
	木造建築士																															
技術士法 「技術士試験」	建設・総合技術監理（建設）																															
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）																															
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）																															
	電気電子・総合技術監理（電気電子）																															
	機械・総合技術監理（機械）																															
	機械「流体機械」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体機械」又は「熱工学」）																															
	上下水道・総合技術監理（上下水道）																															
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）																															
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）																															
	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																															
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）																															
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）																															
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）																															
	衛生工学「廃棄物処理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物処理」）																															
電気工事士法 「電気工事士試験」	第1種電気工事士																															
	第2種電気工事士	実務 経験	3年																													
			5年																													
			6年																													
			1年																													
消防法 「消防設備士試験」	甲種消防設備士																															
	乙種消防設備士																															
職業能力開発促進法 「技能検定」	(特定職種) 等級区分が2級の場合は、合格後3年の実務経験を要す																															
	建築大工																															
	左官																															
	とび・型枠工・コンクリート圧送工																															
	ウェルポイント工																															
	冷凍空調設備工																															
	配管（選択科目「建築配管作業」）																															

監理技術者(主任技術者)となり得る国家資格(1)

資格区分	資格名	種類	受験資格	業務内容	試験内容	資格者数(累計)	更新の有無	備考
建設業 「技術 検定」	施工管理技士 ・建設機械 ・土木 ・建築工事 ・電気工事 ・管工 ・造園	1級	・学歴・資格別の実務経験年数 例) 指定学科の大卒3年以上 指定学科の高卒10年以上	高度の応用能力を有する技術者として指導監督的立場で現場の施工管理にあたる	・学科試験 基礎工学(土木、建築、電気等)、施工管理 方法、法規等 ・実地試験 施工管理法	1,312,360名 (H22.3月末現在、延べ)		
		2級	・学歴別実務経験年数 例) 指定学科の大卒1年以上 指定学科の高卒3年以上	特定の工事・工程において一応の応用能力を有する技術者として、現場の施工管理にあたる	・学科試験 基礎工学(土木、建築等)、電気、施工管理 方法、法規等 ・実地試験 施工管理法	2,496,855名 (H22.3月末現在、延べ)		
建築士 「建築士 試験」	建築士	1級	・学歴別の建築に関する実務経験年数 例) 建築又は土木課程の大卒2年以上	①建築物の設計、②建築物の工事監理、③建築工事契約に関する事務、④建築工事の指導監督、⑤建築物に関する法令・条例に基づく手続の代理。 ※1級・2級・木造のそれぞれの業務範囲は、建築物の構造・階層・延べ面積・用途に応じて定められている	・学科試験 建築概論、環境工学、建築設備、構造力学、建築一般構造、建築材料、建築施工、建築法規等 ・実地試験 設計製図	339,185名 (H22.3月末現在)	建築士事務所に所属する建築士は3年ごとの建築士定期講習が義務付け	
		2級	・学歴別の建築に関する実務経験年数 例) 建築の大卒なし 例) 土木課程の大卒1年以上			706,219名 (H19年度末現在)	【講習内容(1日)】 建築基準法、建築士法、設計、工事監理等	
		木造	・学歴別の建築に関する実務経験年数 例) 建築の大卒なし 例) 土木課程の大卒1年以上		・学科試験 建築概論、建築施工、建築法規等 ・実地試験 設計製図	15,664名 (H19年度末現在)		
技術士 「技術士 試験」	技術士		○総合技術監理部門以外 ・技術士第一次試験合格者で通算7年を超える期間従事 等 ○総合技術監理部門 ・技術士第一次試験合格者で通算10年を超える期間従事 等	登録を受け、技術士の名称を用いて、科学技術に関する高度の専門的応用能力を必要とする事項についての計画、研究、設計、分析、試験、評価またはこれらに関する指導	20技術部門 必須科目: 論理的考察力と課題解決能力 選択科目: 専門知識と応用能力 ・総合技術監理部門 必須科目: 課題解決能力及び応用能力、情報管理・人的資源管理 選択科目: 専門知識と応用能力 ・口頭試験 技術的体験、経歴、専門知識の幅及び深さ、応用力、総合技術監理能力	技術士(全部門) 69,634名 内、建設部門: 37,874名 (更に65歳以下 : 29,221名)		
電気工事 「電気工事 試験」	電気工事士	第1種	自家用電気工作物であって最大電力500kW未満の需要設備、一般用電気工作物の電気工事に従事	自家用電気工作物の電気工事の施工方法、電機機器設置、電機機器等の材料及び工具の使用方法、電流等の測定、一般用電気工作物の検査、一般用電気工作物の故障箇所の修理	・筆記試験 基礎理論、電気応用、電気工事の施工方法、自家用電気工作物の検査方法、一般用電気工作物及び電気工作物の保安に関する法令等 ・技能試験 電線の接続、電機機器設置、電機機器等の材料及び工具の使用方法、電流等の測定、自家用電気工作物の検査、自家用電気工作物の故障箇所の修理		免状公布日又は前回講習を受けた日から5年以内に経済産業省令に定める定期講習を受ける必要がある(更新はなし) 【講習内容(6時間)】 自家用電気工作物の保安に関する法令、電気工事の知識・事故例	
		第2種	特に制限はない	一般用電気工作物の電気工事に従事	・筆記試験 基礎理論、一般用電気工作物の保安に関する法令 ・技能試験 電線の接続、配線工事、電気機器及び配線器具の設置、電機機器・配線器具等の材料及び工具の使用方法、電流等の測定、一般用電気工作物の検査、一般用電気工作物の故障箇所の修理			監理技術者等には3年の実務経験が必要

監理技術者(主任技術者)となり得る国家資格(2)

資格区分	資格名	種類	受験資格	業務内容	試験内容	資格者数(累計)	更新の有無	備考
電気事業法「電気主任技術者試験等」	電気主任技術者	1種	特に制限はない	すべての事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督	一次試験 理論、電力、機械、法規 二次試験 電力、監理、機械、制御			監理技術者等には5年の実務経験が必要
		2種		電圧17万V未満の事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督				
		3種		電圧5万V未満の事業用電気工作物(出力5,000kW以上の発電所を除く。)の工事、維持及び運用に関する保安の監督	理論、電力、機械、法規			
電気事業法「電気通信主任技術者試験」	電気通信主任技術者	伝送交換		電気通信事業の用に供する伝送交換設備ならびにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用	法規 伝送交換設備(又は線路設備)、設備管理、専門的能力、電気通信システム			
		線路		電気通信事業の用に供する線路設備ならびにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用	法規 伝送交換設備(又は線路設備)、設備管理、専門的能力、電気通信システム			
水道法「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者		給水装置工事に関して3年以上の実務経験を有すること	①給水装置工事に関する技術上の管理、②給水装置工事の指導監督、③給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認、④給水装置工事に係る事項についての水道事業者との連絡または調整	筆記試験 公衆衛生概論、水道行政、給水装置の概要、給水装置の構造及び性能、給水装置工事法、給水装置施工管理、給水装置工事業務論	253,655名 (H21年2月末現在)		監理技術者等には1年の実務経験が必要
消防法「消防設備士試験」	消防設備士	甲種	○特種を除く甲種 ・甲種消防設備士免状の交付を受けている者 ・機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する学科又は課程を納めて修了した者 等 ○特種 ・甲種第1類～第3類のいずれか1つ以上と甲種第4類及び第5類の消防設備士免状の交付を受けている者	特種及び第1類～第5類の工事整備対象設備等の工事又は整備	筆記試験 消防関係法令、機械又は電気に関する基礎的知識、工事整備対象設備等の性能に関する火災及び防火に係る知識、消防用設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法 ・筆記試験 鑑別、裂図	184,960名 (S60年度からH19年度の合格者数)	免状交付を受けた後2年以内、その後は5年以内に都道府県知事が行う講習が義務付け 【講習内容(各1日)】 特殊消防設備等、消火設備、警報設備、避難設備、消火器、化器	
		乙種	特に制限はない	第1類～第7類の消防用設備等の整備	筆記試験 消防関係法令、機械又は電気に関する基礎的知識、消防用設備等の構造・機能及び工事又は整備の方法 ・筆記試験 鑑別等	263,863名 (S60年度からH19年度の合格者数)		

監理技術者(主任技術者)となり得る国家資格(3)

資格区分	資格名	種類	受験資格	業務内容	試験内容	資格者数(累計)	更新の有無	備考
職業能力開発促進法「技能検定」	検定職種 全125職種 ○建設業許可の際に有資格者として認められる技能検定職種(18種類) ・建築大工 ・左官 ・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工、ウェルポイント施工 ・ブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み、石工、コンクリート積みブロック施工 ・板金、建築板金、板金工、かわらぎ、スレート施工 ・配管、空調調和設備配管、給排水衛生設備配管、配管工、冷凍空調調和機器施工 ・タイル張り、タイル張り工、窯炉、窯炉工、ブロック建築、ブロック建築工、れんが積み、コンクリート積みブロック施工 ・鉄工、製缶 ・鉄筋組立て、鉄筋組立て ・工場板金、建築板金、板金、打出し板金、板金工 ・ガラス施工 ・塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工、噴霧塗装、路面標示施工 ・防水施工 ・電線工、電気工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具、表具工 ・断熱工 ・造園 ・さく井 ・木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工、サッシ施工							
	検定職種ごとに ・1級 ・2級	学歴・資格別の実務 経験年数 (1等) 例)大卒 4年 例)高校卒 6年 (2級) 例)大卒 高校卒:なし	業務内容の例 ○造園 ・造園工事を造園設計に基づき、 適確、安全に施工 ○建築大工 ・木材の切削加工、通常の木造建 築の構造体としての木造軸組みの 加工組立て、床組、外部造作、内 部造作及び開口部周囲の木造造 作	○造園(1級) ・作業試験 竹垣製作、つくばい敷設、飛石・延段敷設及 び景石配置 ・要素試験 ・学科試験 樹木の枝による樹種判定 ○建築大工(1級) ・据置木小腰組の平面図、据置木及び配付 たる木の原寸展開図作成と加工 ・学科試験	(2級の場合) 主任技術者等 には3年以上 の実務経験が 必要			

法令等による配置技術者の確認について

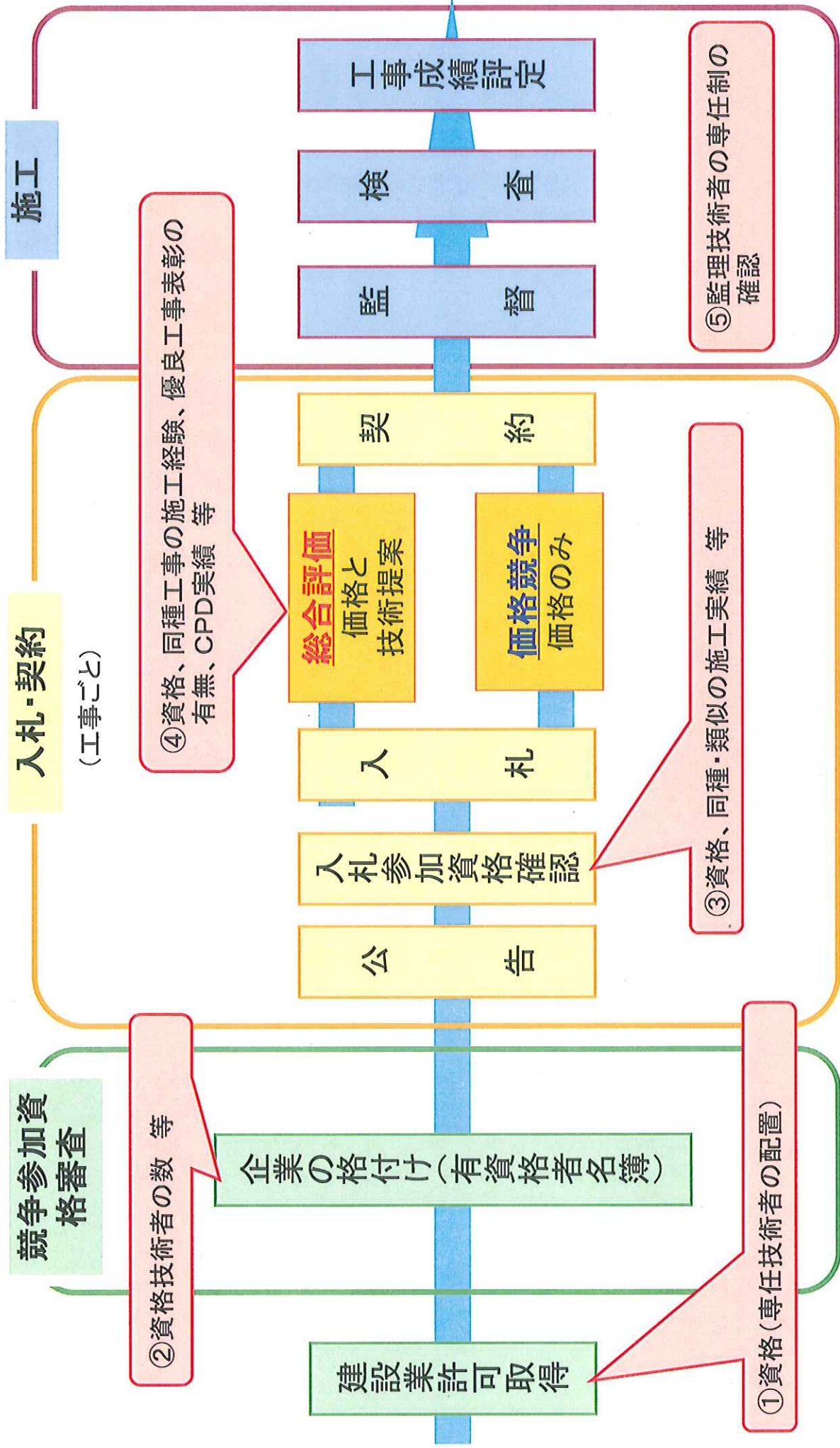
・公共工事の発注者は、施工体制の点検等を実施しなければならない。(公契法)
・施工体制台帳には、技術者の資格と雇用を証する書面を添付。(建設業法)

種類	発注者の責務	元請建設業者の責務
法令	建設業法	・特定建設業者の施工体制台帳の作成義務 ・発注者の請求に基づき、施工体制台帳の発注者への供覧義務 ・施工体系図の作成、現場の見やすい場所への掲示義務 (第24条の7)
	同規則	・施工体制台帳に添付する書類(第14条第2項) ＜監理技術者＞ ・監理技術者資格者証の写し ・雇用期間が確認できる書面 ＜主任技術者＞ ・資格を有することを証する書面 ・雇用期間が確認できる書面
	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	・公共工事の受注者に対する施工体制台帳(写し)の発注者への提出義務 ・公共工事の受注者に対する、施工体系図の工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所への掲示義務 (第13条)

《参考》第24条の6 発注者から直接建設工事請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工者しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

業務フローにおける技術者の評価・活用

参考資料8



企業集団の認定について

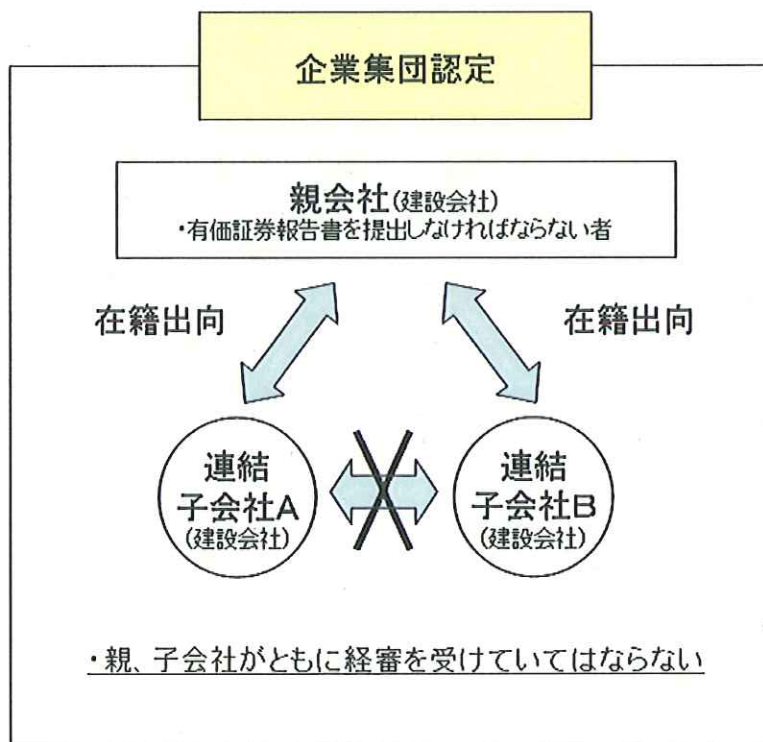
【国総建第335号（平成15年1月22日）】

（親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について）

次に掲げる要件のいずれにも適合する連結財務諸表提出会社（以下「親会社」という。）と、連結子会社（以下「子会社」という。）からなる企業集団に属する建設業者の間（親会社とその連結子会社の間に限る。）の出向社員を出向先の会社が工事現場に主任技術者又は監理技術者として置く場合は、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

- （1）一の親会社とその連結子会社からなる企業集団であること。
- （2）親会社が次のいずれにも該当するものであること。
 - ① 建設業者であること。
 - ② 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者であること
- （3）連結子会社が建設業者であること。
- （4）（3）の連結子会社がすべて（1）の企業集団に含まれる者であること。
- （5）親会社又はその連結子会社（その連結子会社が2以上ある場合には、それらのすべて）のいずれか一方が経営事項審査を受けていない者であること。

企業集団の概要



○建設業法（昭和24年法律第100号）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に
関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工
の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければなら
ない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するた
めに締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの
請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合にお
いては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハ
に該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあっては、同号
イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上
の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上
の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならない。

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関
する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなけれ
ばならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければなら
ない。

4 前項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者は、第二十七条の十八第
一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条の
四から第二十六条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した
もののうちから、これを選任しなければならない。

5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理
技術者資格者証を提示しなければならない。

（登録）

第二十六条の四 第二十六条第四項の登録は、同項の講習を行おうとする者の申請によ
り行う。

（欠格条項）

第二十六条の五 次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第二十六条第四項の
登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執

- 行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第二十六条の十五の規定により第二十六条第四項の講習の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、第二十六条第四項の講習を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録の要件等)

第二十六条の六 国土交通大臣は、第二十六条の四の規定により申請のあつた講習が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 次に掲げる科目について行われるものであること。
- イ 建設工事に関する法律制度
 - ロ 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
 - ハ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法
- 二 前号ロ及びハに掲げる科目にあつては、次のいずれかに該当する者が講師として講習の業務に従事するものであること。
- イ 監理技術者となつた経験を有する者
 - ロ 学校教育法 による高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校における別表第二に掲げる学科の教員となつた経歴を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 三 建設業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
- イ 第二十六条の四の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあつては、建設業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。第二十七条の三十一第二項第一号において同じ。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。第二十七条の三十一第二項第二号において同じ。）にあつては、業務を執行する社員）に占める建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が建設業者の役員又は職員（過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 (略)

(登録の更新)

第二十六条の七 第二十六条第四項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとに

その更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(監理技術者資格者証の交付)

第二十七条の十八 国土交通大臣は、監理技術者資格（建設業の種類に応じ、第十五条第二号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格し、若しくは同号イの規定により国土交通大臣が定める免許を受けていること、第七条第二号イ若しくはロに規定する実務の経験若しくは学科の修得若しくは同号ハの規定による国土交通大臣の認定があり、かつ、第十五条第二号ロに規定する実務の経験を有していること、又は同号ハの規定により同号イ若しくはロに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣がした認定を受けていることをいう。以下同じ。）を有する者の申請により、その申請者に対して、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 資格者証には、交付を受ける者の氏名、交付の年月日、交付を受ける者が有する監理技術者資格、建設業の種類その他の国土交通省令で定める事項を記載するものとする。

3 (略)

4 資格者証の有効期間は、五年とする。

5・6 (略)

(指定資格者証交付機関)

第二十七条の十九 国土交通大臣は、その指定する者（以下「指定資格者証交付機関」という。）に、資格者証の交付及びその有効期間の更新の実施に関する事務（以下「交付等事務」という。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定は、交付等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 国土交通大臣は、前項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

二 第五項において準用する第二十七条の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

4 国土交通大臣は、指定資格者証交付機関に交付等事務を行わせるときは、当該交付等事務を行わないものとする。

5 (略)

○建設業法施行令（昭和31年政令第273号）

(法第三条第一項第二号の金額)

第二条 法第三条第一項第二号の政令で定める金額は、三千万円とする。ただし、同項

の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、四千五百万円とする。

(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)

第二十七条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、五千万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

二 第十五条第一号及び第三号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事

イ 石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第五条第二項第二号に規定する事業用施設

ロ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者（同法第九条に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第四号に規定する電気通信事業の用に供する施設

ハ 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の二に規定する放送事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）

ニ 学校

ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場

ヘ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設

ト 病院又は診療所

チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設

リ 熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第四項に規定する熱供給施設

ヌ 集会場又は公会堂

ル 市場又は百貨店

ヲ 事務所

ワ ホテル又は旅館

カ 共同住宅、寄宿舍又は下宿

ヨ 公衆浴場

タ 興行場又はダンスホール

レ 神社、寺院又は教会

ソ 工場、ドック又は倉庫

ツ 展望塔

2 (略)

○建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

（指定資格者証交付機関の指定）

第十七条の三十四 法第二十七条の十九第一項 に規定する指定資格者証交付機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次のとおりとする。

指定資格者証交付機関		指定をした日
名称	主たる事務所の 所在地	
財団法人建設業技術者センター（昭和六十三年六月一日に財団法人建設業技術者センターという名称で設立された法人をいう。）	東京都千代田区 二番町三番地	昭和六十三年 七月十一日